

小坂町移住体験ツアー実施要領

1 目的

小坂町移住体験ツアー（以下「ツアー」という。）は、小坂町への移住を考えている方に対し、実際に小坂町での暮らしを体験していただくことで、本町への移住を促すことを目的として実施する。

2 応募資格

ツアーの応募に当たり、次の要件を満たすこと。

- (1) 秋田県外在住者であること。
- (2) 小坂町への移住を検討していること。
- (3) ツアー期間中に町指定コースを必ず実施すること。

3 実施期間

当該年度の4月1日～当該年度末日まで

4 応募方法

(1) 応募用紙の提出

「小坂町移住体験ツアー助成金交付要綱」（以下「要綱」という。）に規定する申請書に必要事項を記入のうえ押印し、下記送付先まで提出すること。

○送り先 〒017-0292

秋田県鹿角郡小坂町小坂字上谷地4-1-1

小坂町役場総務課企画財政班

電話 0186-29-3907/FAX0186-29-5481

メール kikaku@town.kosaka.akita.jp

(2) 決定

応募内容を審査し、交付決定又は不交付決定を通知します。

(3) 変更又は中止

応募内容に変更が生じた場合は要綱に規定する様式を用いて、中止又は変更の届出を行って下さい。

5 ツアー内容

応募者が希望する内容での実施となりますが、必ず町指定コースを組み入れること。

(1) 実施時期

当該会計年度開始日から当該会計年度末までの期間

(2) 町指定コース

町の移住担当職員との面談及び町内施設巡り（産業遺産施設～十和田湖等）

6 助成金（小坂町移住体験ツアー助成金交付要綱により積算）

（1）助成対象経費（一世帯当たりの上限5万円（世帯員一人当たり上限2万円））

ア 交通費（公共交通機関又は自動車以外の交通手段は対象外）

（ア）公共交通（ツアーに関わりのない経由地への立ち寄り等に要する経費は対象外。）

居住地から本町の宿泊施設までの往復交通費

（イ）自家用車（ツアーに関わりのない経由地への立ち寄り等に要する経費は対象外。）

居住地から本町の宿泊施設までの移動距離（最短経路）について、15円/kmで積算した額及び高速道路の利用に係る経費

イ 宿泊費（町外への宿泊及び前泊又は後泊は対象外）

（ア）1人当たり1万円の宿泊費を助成する。

（イ）交付対象日数

助成対象は1泊のみとする。但し、自己負担による延泊を妨げない。

（2）実績報告書及び請求

ツアー終了後に要綱に規定する様式にて実績報告書を提出すること。助成額確定通知を受けた後で、要綱に規定する様式にて助成金を請求すること。